

## 軽自動車税環境性能割の概要

### (1) 納税義務者

三輪以上の軽自動車（新車・中古車）の取得者

### (2) 課税標準額

50万円を超える軽自動車の取得価格（50万円以下の場合には非課税）

### (3) 軽自動車税環境性能割の税率

区分		税率	
		自家用	営業用
電気自動車等		非課税	非課税
天然ガス自動車 (平成30年規制適合又は平成21年規制からNOx10%低減達成)			
ガソリン車、 (ハイブリッド車を含む)	(乗用) 令和12年度燃費基準75%達成 かつ令和2年度燃費基準達成車 (貨物) 平成27年度燃費基準+25%達成	1%	0.5%
	(乗用) 令和12年度燃費基準60%達成 かつ令和2年度燃費基準達成車 (貨物) 平成27年度燃費基準+20%達成		
	(乗用) 令和12年度燃費基準55%達成 かつ令和2年度燃費基準達成車 (貨物) 平成27年度燃費基準+15%達成	2%	1%
	上記以外		2%

「ガソリン車（ハイブリッド車を含む）」に適用する排ガス要件

～ 平成30年規制からNOx50%低減 又は 平成17年規制からNOx75%低減